

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考																									
							1	1-	1-	21			8. 再生資源利用(促進)計画書の揭示 請負者は、法令に基づき、再生資源利用(促進)計画書を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。	条文の追加																									
1	1-	1-	22		9.	<p align="center">表 1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">ポストテンションT(1) 桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁 組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工 トンネル掘削工</td> <td>プレストレス導入完了時 横締め作業完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>P C鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)</td> <td>使用材料 設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> </tr> </table>	ポストテンションT(1) 桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁 組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工 トンネル掘削工	プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	P C鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)	使用材料 設計図書との対比		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1	1-	1-	22	9.	<p align="center">表 1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">ポストテンションT(1) 桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁 組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工</td> <td>プレストレス導入完了時 横締め作業完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>P C鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)</td> <td>使用材料 設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>設計図書との対比 スベークの個数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> </tr> </table>	ポストテンションT(1) 桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁 組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工	プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	P C鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)	使用材料 設計図書との対比		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比 スベークの個数		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	地覆工、橋梁用高欄工の追加
ポストテンションT(1) 桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁 組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工 トンネル掘削工	プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比																																					
	プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比																																					
	P C鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)	使用材料 設計図書との対比																																					
	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置																																					
ポストテンションT(1) 桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁 組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工	プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比																																					
	プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比																																					
	P C鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)	使用材料 設計図書との対比																																					
	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置																																					
	鉄筋組立て完了時	設計図書との対比 スベークの個数																																					
	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置																																					
							1	1-	1-	29			9. 工事情報共有化 請負者は、監督員及び請負者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム(ASP)を活用することとし、最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づくこととする。	条文の追加																									
							1	1-	1-	29			10. 不具合等発生時の措置 請負者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。	条文の追加																									
1	1-	1-	33		1.	1. 安全指針等の遵守 請負者は、下記指針等を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。 (1)土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月)	1	1-	1-	33		1.	1. 安全指針等の遵守 請負者は、下記指針等を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。 (1)土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)	諸基準類の改定にともなう																									
1	1-	1-	33		9.	9. 現場環境改善 工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境に対する配慮や一般住民に対する建設事業の広報活動、並びに現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とする。よって、請負者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。なお、設計図書において、現場環境改善対象工事と明示された場合は、以下により実施しなければならない。	1	1-	1-	33		9.	9. 現場環境改善 工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境に対する配慮や一般住民に対する建設事業の広報活動、並びに現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とする。よって、請負者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。(現場環境改善費が計上され、「誰もが働きやすい現場環境整備工事」の対象工事と設計図書において明示された場合は、「誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領」に規定する取り組み内容を実施しなければならない。)																										

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	33	12.		12. 安全教育・訓練等の記録 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、 工事記録に記載するとともに 、写真等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	1	1-	1-	33	12.		12. 安全教育・訓練等の記録 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、 書面及び写真 等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	工事記録の様式削除にともなう
1	1-	1-	37	6.		6. 排出ガス対策型建設機械 請負者は、トンネル坑内作業において表1-5に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	1	1-	1-	37	6.		6. 排出ガス対策型建設機械 請負者は、トンネル坑内作業において表1-5に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	37	9.		9. 特定調達品目 請負者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号。『グリーン購入法』という。)」第2条に規定する環境物品等をいう。)及び「県民の生活環境の保全等に関する条例(平成27年愛知県条例第52号)」第88条で定められた「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に定められた特定調達品の使用を積極的に推進するものとする。	1	1-	1-	37	9.		9. 特定調達品目 請負者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正 法律第36号。『グリーン購入法』という。)」第2条に規定する環境物品等をいう。)及び「県民の生活環境の保全等に関する条例(平成27年愛知県条例第52号)」第88条で定められた「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に定められた特定調達品の使用を積極的に推進するものとする。	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	37	12.		12. 石綿等 請負者は、建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業において、「大気汚染防止法(平成27年6月29日改正)」及び「石綿障害予防規則(平成26年11月28日改正)」に基づき、石綿等の使用の有無を調査し、その結果等について監督員を通じて発注者へ説明しなければならない。また、請負者は、その調査結果を公衆及び作業員が見やすい場所へ掲示すること。	1	1-	1-	37	12.		12. 石綿等 請負者は、建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業において、「大気汚染防止法(令和2年6月5日改正)」及び「石綿障害予防規則(令和2年7月1日改正)」に基づき、石綿等の使用の有無を調査し、その結果等について監督員を通じて発注者へ説明しなければならない。また、請負者は、その調査結果を公衆及び作業員が見やすい場所へ掲示すること。	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	40	4.		4. 交通安全法令の遵守 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)及び道路工事保安設備設置基準(平成30年3月 愛知県建設部)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1-	1-	40	4.		4. 交通安全法令の遵守 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)及び道路工事保安設備設置基準(平成30年3月 愛知県建設部)に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定にともなう

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	42	1.		(2)建設業法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.		(2)建設業法(令和3年5月改正法律第48号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(8)雇用保険法(令和2年6月改正法律第54号)	1	1-	1-	42	1.		(8)雇用保険法(令和3年6月改正法律第58号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(10)健康保険法(令和2年6月改正法律第52号)	1	1-	1-	42	1.		(10)健康保険法(令和3年6月改正法律第66号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(13)出入国管理及び難民認定法(令和元年12月改正法律第63号)	1	1-	1-	42	1.		(13)出入国管理及び難民認定法(令和3年6月改正法律第69号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(14)道路法(令和2年6月改正法律第49号)	1	1-	1-	42	1.		(14)道路法(令和3年3月改正法律第9号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(17)道路運送車両法(令和2年3月改正法律第5号)	1	1-	1-	42	1.		(17)道路運送車両法(令和3年5月改正法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(20)河川法(平成29年6月改正法律第45号)	1	1-	1-	42	1.		(20)河川法(令和3年5月改正法律第31号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(23)港則法(平成29年6月改正法律第55号)	1	1-	1-	42	1.		(23)港則法(令和3年6月改正法律第53号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(25)下水道法(平成27年5月改正法律第22号)	1	1-	1-	42	1.		(25)下水道法(令和3年5月改正法律第31号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(26)航空法(令和2年6月改正法律第61号)	1	1-	1-	42	1.		(26)航空法(令和3年6月改正法律第65号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(30)環境基本法(平成30年6月改正法律第50号)	1	1-	1-	42	1.		(30)環境基本法(令和3年5月改正法律第36号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(38)文化財保護法(令和2年6月改正法律第41号)	1	1-	1-	42	1.		(38)文化財保護法(令和3年4月改正法律第22号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(41)消防法(平成30年6月改正法律第67号)	1	1-	1-	42	1.		(41)消防法(令和3年5月改正法律第36号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(43)建築基準法(令和2年6月改正法律第43号)	1	1-	1-	42	1.		(43)建築基準法(令和3年5月改正法律第44号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正法律第55号)	1	1-	1-	42	1.		(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和3年5月改正法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(48)海上交通安全法(平成28年5月改正法律第42号)	1	1-	1-	42	1.		(48)海上交通安全法(令和3年6月改正法律第53号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和元年5月改正法律第18号)	1	1-	1-	42	1.		(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和3年5月改正法律第43号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(51)船員法(平成30年6月改正法律第41号)	1	1-	1-	42	1.		(51)船員法(令和3年6月改正法律第75号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(53)船舶安全法(平成29年5月改正法律第41号)	1	1-	1-	42	1.		(53)船舶安全法(令和3年5月改正法律第43号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(55)自然公園法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.		(55)自然公園法(令和3年5月改正法律第29号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和元年6月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.		(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(58)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正法律第66号)	1	1-	1-	42	1.		(58)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号)	諸法令の改定にともなう

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	42	1.		(61)漁業法(令和元年5月改正法律第1号)	1	1-	1-	42	1.		(61)漁業法(令和3年5月改正法律第47号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(64)厚生年金保険法(令和2年6月改正法律第40号)	1	1-	1-	42	1.		(64)厚生年金保険法(令和3年6月改正法律第66号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(65)航路標識法(平成28年5月改正法律第42号)	1	1-	1-	42	1.		(65)航路標識法(令和3年6月改正法律第53号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(69)所得税法(令和2年3月改正法律第8号)	1	1-	1-	42	1.		(69)所得税法(令和3年5月改正法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(71)船員保険法(令和2年6月改正法律第52号)	1	1-	1-	42	1.		(71)船員保険法(令和3年6月改正法律第66号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(72)著作権法(令和2年6月改正法律第48号)	1	1-	1-	42	1.		(72)著作権法(令和3年6月改正法律第52号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(73)電波法(令和2年4月改正法律第23号)	1	1-	1-	42	1.		(73)電波法(令和3年3月改正法律第19号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(75)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和2年3月改正法律第14号)	1	1-	1-	42	1.		(75)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和3年6月改正法律第58号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	42	1.		(86)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和元年6月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.		(86)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和3年5月改正法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1-	1-	46	1.		1-1-46 提出書類 1. 一般事項 (1)施工計画書 (2)工事記録 (3)材料確認書 (4)段階確認報告書・施工状況把握報告書 (5)品質管理資料(測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表) (6)出来形管理資料(出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表)及び出来形図) (7)工事写真 (8)施工体制台帳及び施工体系図 (9)その他、設計図書で提出することとした書類(各種資料(工事打合せ簿)、台帳(植栽台帳、照明台帳、標識台帳、舗装台帳、橋梁台帳)等)	1	1-	1-	46	1.		1-1-46 提出書類 1. 一般事項 (1)施工計画書 (2)材料確認書 (3)段階確認報告書・施工状況把握報告書 (4)品質管理資料(測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表) (5)出来形管理資料(出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表)及び出来形図) (6)工事写真 (7)施工体制台帳及び施工体系図 (8)その他、設計図書で提出することとした書類(各種資料(工事打合せ簿)、台帳(植栽台帳、照明台帳、標識台帳、舗装台帳、橋梁台帳)等)	工事記録の様式削除にともなう
1	1-	1-	48	3.		3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1-	1-	48	3.		3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和3年6月改正法律第52号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	諸法令の改定にともなう
							1	1-	1-	49	4.		4. 法定外の労災保険の付保 請負者は、法定外の労災保険に付きなければならない。	条文の追加

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	49	5.		<p>5. 建設業退職金共済制度の履行 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。 また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。</p>	1	1-	1-	49	6.		<p>6. 建設業退職金共済制度の履行 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。 また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。</p>	実態を踏まえた規定の変更
1	1-	1-	57	2.		<p>2. 完全週休2日制・週休2日制工事 請負者は、「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」の規定に従い、完全週休2日制又は週休2日制工事を、監督員と協議の上で実施することができる。 ただし、設計図書において、発注者指定型と明示された場合は、「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」に従って実施しなければならない。</p>	1	1-	1-	57	2.		<p>2. 完全週休2日制・週休2日制工事 請負者は、設計図書において、「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」の対象工事と明示された場合は、同規定に従って実施しなければならない。</p>	諸基準類の改定にともなう
1	1-	1-	57	3.		<p>3. 現場環境改善工事 請負者は、設計図書において、現場環境改善工事の実施を明示された場合は、「1-1-33 工事中の安全確保 9. 現場環境改善」の規定に従って実施しなければならない。</p>	1	1-	1-	57	3.		<p>3. 誰もが働きやすい現場環境整備工事 請負者は、設計図書において、誰もが働きやすい現場環境整備工事の実施を明示された場合は、「誰もが働きやすい現場環境整備工事 実施要領」の規定に従って実施しなければならない。なお、本工事は、同時に現場環境改善費の計上対象工事(1-1-33 工事中の安全確保 9.現場環境改善)となる。</p>	諸基準類の改定にともなう
1	1-	1-	57	5.		<p>5. ICT活用工事 請負者は、愛知県の定める「ICT活用工事(土工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工(修繕工))実施要領」、「ICT活用工事(河川浚渫)実施要領」、「ICT活用工事(作業土工(床掘))実施要領」、「ICT活用工事(付帯構造物設置工)実施要領」、「ICT活用工事(法面工)実施要領」、「ICT活用工事(地盤改良工)実施要領」、「ICT基礎工(港湾)実施要領」、「ICTブロック据付工(港湾)実施要領」及び「ICT海上地盤改良工:床掘工・置換工編(港湾)」の規定に従い、ICT活用工事を、監督員と協議の上で実施することができる。</p>	1	1-	1-	57	5.		<p>5. ICT活用工事 請負者は、愛知県の定める「ICT活用工事(土工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工(修繕工))実施要領」、「ICT活用工事(河川浚渫)実施要領」、「ICT活用工事(作業土工(床掘))実施要領」、「ICT活用工事(付帯構造物設置工)実施要領」、「ICT活用工事(法面工)実施要領」、「ICT活用工事(地盤改良工)実施要領」、「ICT活用工事(土工1000m³未満)実施要領」、「ICT活用工事(小規模土工)実施要領」、「ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))実施要領」、「ICT活用工事(基礎工)実施要領」、「ICT活用工事(擁壁工)実施要領」、「ICT浚渫工(港湾)実施要領」、「ICT基礎工(港湾)実施要領」、「ICTブロック据付工(港湾)実施要領」及び「ICT海上地盤改良工:床掘工・置換工編(港湾)」の規定に従い、ICT活用工事を、監督員と協議の上で実施することができる。</p>	諸基準類の改定にともなう

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
2	2-	8-	3			2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年4月改正 政令第148号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-26、2-27、2-28の規格に適合するものとする。	2	2-	8-	3			2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年12月改正 政令第34号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-26、2-27、2-28の規格に適合するものとする。	諸法令の改定にともなう
2	2-	8-	3			表2-28 再生用添加剤の標準的性状 [注]密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm ³ とすることが望ましい。	2	2-	8-	3			表2-28 再生用添加剤の標準的性状 [注]密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm ³ 以上とすることが望ましい。	諸法令の改定にともなう
2	2-	12-	1		(1)	JIS K 6744(ポリ塩化ビニル被覆金属板)	2	2-	12-	1		(1)	JIS K 6744(ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯)	JIS名称変更にともなう
2	2-	13-	2	1.		1. 合成樹脂製品の品質規格 JIS C 8430(硬質塩化ビニル電線管)	2	2-	13-	2	1.		1. 合成樹脂製品の品質規格 JIS C 8430(硬質ポリ塩化ビニル電線管)	JIS名称変更にともなう

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考																																						
3	1-	5-	1	17.		<p>表 1-4 伐開除根作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古 根 株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除去</td> <td>根元で切り取る</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすきとる</td> <td>#</td> <td>抜根除去</td> <td>#</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左	盛土高1m以下の場合	根からすきとる	#	抜根除去	#	3	1-	5-	1	17.		<p>表 1-4 伐開除根作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古 根 株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除去</td> <td></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすきとる</td> <td>除去</td> <td>抜根除去</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去		同左	盛土高1m以下の場合	根からすきとる	除去	抜根除去	同左	道路土工盛土工指針 5-2基礎地盤の処理との整合
区 分	種 別																																																			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木																																																
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左																																																
盛土高1m以下の場合	根からすきとる	#	抜根除去	#																																																
区 分	種 別																																																			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木																																																
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去		同左																																																
盛土高1m以下の場合	根からすきとる	除去	抜根除去	同左																																																
3	2-	5-	4	3.		<p>3. 練混ぜ (2)請負者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p>	3	2-	5-	4	3.		<p>3. 練混ぜ (2)請負者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p>	JIS名称変更にもなう																																						
							3	2-	6-	5	4.		<p>4. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固め 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法(使用器具や施工方法)を施工計画書に記載しなければならない。</p>	条文の追加																																						
3	3-	3-	2	5.	(2)	<p>(2)請負者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ55)の550g/m²(片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく2種(HDZ35)の350g/m²(片面の付着量)以上としなければならない。</p>	3	3-	3-	2	5.	(2)	<p>(2)請負者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく(HDZT49)の49μm(膜厚)以上としなければならない。</p>	諸基準類の改定にもなう																																						
3	3-	3-	2	6.	(2)	<p>⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 請負者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/m²(片面の付着量)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。請負者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p>	3	3-	3-	2	6.	(2)	<p>⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 請負者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT49)の49μm(膜厚)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。請負者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p>	諸基準類の改定にもなう																																						
3	3-	3-	7	15.		<p>15. 溶融亜鉛めっきの基準 請負者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ55)550g/m²(片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m²(片面の付着量)以上としなければならない。</p>	3	3-	3-	7	15.		<p>15. 溶融亜鉛めっきの基準 請負者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については(HDZT63)63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については(HDZT49)49μm(膜厚)以上としなければならない。</p>	諸基準類の改定にもなう																																						
3	3-	3-	8	3.		<p>3. 亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に請負者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の 350g/m²(片面付着量)以上となるよう施工しなければならない。</p>	3	3-	3-	8	3.		<p>3. 亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に請負者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき)(HDZT49)の49μm(膜厚)以上となるよう施工しなければならない。</p>	諸基準類の改定にもなう																																						
3	3-	3-	16	2.		<p>2. 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっき 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、以下のとおりとする。 鋼板・形鋼等……JIS H 8641-2種HDZ40(付着量400g/m²以上) ボルト・ナット等…JIS H 8641-2種HDZ35(〃 350g/m²以上)</p>	3	3-	3-	16	2.		<p>2. 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっき 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、以下のとおりとする。 鋼板・形鋼等……JIS H 8641-HDZT56(56μm(膜厚)以上) ボルト・ナット等…JIS H 8641-HDZT49(49μm(膜厚)以上)</p>	諸基準類の改定にもなう																																						

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
3	3-	4-	4	13.		13. 既製コンクリート杭の施工 既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 (1) 請負者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規格によらなければならない。 (2) 請負者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。 (3) 請負者は、杭の継手はJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。	3	3-	4-	4	13.		13. 既製コンクリート杭の施工 既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 (1) 請負者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規格によらなければならない。 (2) 請負者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規定による。 (3) 請負者は、杭の継手はJIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規定による。	JIS名称変更にとまなう
3	3-	4-	4	15.		15. 杭支持層の確認・記録 請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。	3	3-	4-	4	15.		15. 杭支持層の確認・記録 請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。	JIS名称変更にとまなう
3	3-	9-	5	4.	(8)	(8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ① 請負者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。 ② 請負者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。 ③ 請負者は、杭の継手は JIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。	3	3-	9-	5	4.	(8)	(8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ① 請負者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規定による。 ② 請負者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規定による。 ③ 請負者は、杭の継手は JIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規定による。	JIS名称変更にとまなう
3	3-	12-	16	9.		9. 集じん装置の設置 請負者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	3	3-	12-	16	9.		9. 集じん装置の設置 請負者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、 レスピラブル (吸入性)粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	諸基準類の改定にとまなう
3	3-	12-	16	10.		10. 換気等の効果確認 請負者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m ³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。	3	3-	12-	16	10.		10. 換気等の効果確認 請負者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m ³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。	諸基準類の改定にとまなう

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
4	1-	5-	2	1.	(3)	(3)品質管理 1)止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。 2)請負者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質証明書を監督員に提出するものとする。 ① 製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理番号でもよい)	4	1-	5-	2	1.	(3)	(3)品質管理 1)止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。 2)請負者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質証明書を監督員に提出するものとする。 ① 製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(整理番号でもよい)	誤植
4	3-	6-	5	2.		2. 材質 表示板の材質は黒御影石とする。	4	3-	6-	5	2.		2. 材質 表示板の材質は黒御影石とする。	誤植
4	3-	6-	5	3.		3. 大きさ 表示板の大きさは縦200mm×横600～800mm(字数による)、板厚30mm、字深10mmとする。	4	3-	6-	5	3.		3. 大きさ 表示板の大きさは縦200mm×横600～800mm(字数による)、板厚30mm、字深10mmとする。	誤植
4	3-	6-	5	4.		4. 取付け場所 銘板及び表示板の取付け場所は、次のとおりとする。	4	3-	6-	5	4.		4. 取付け場所 銘板及び表示板の取付け場所は、次のとおりとする。	誤植
4	3-	6-	5	4.	(1)	図3-1 樋門の銘板及び表示板の取付け場所	4	3-	6-	5	4.	(1)	図3-1 樋門の銘板及び表示板の取付け場所	誤植
4	3-	6-	5	4.	(2)	図3-2 排水機場の銘板及び表示板の取付け場所	4	3-	6-	5	4.	(2)	図3-2 排水機場の銘板及び表示板の取付け場所	誤植
4	3-	6-	5	5.	(1)	5. 記載事項 (1)表示板 表示板の記載事項は図3-3のとおりとする。	4	3-	6-	5	5.	(1)	5. 記載事項 (1)表示板 表示板の記載事項は図3-3のとおりとする。	誤植
4	8-	7-	2	3.		3. クラック防止シート 請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	4	8-	7-	2	3.		3. クラック防止シート 請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤植

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
6	1-	6-	10	6.		<p>6. 残存型枠(外壁兼用型、構造物一体型)を使用する場合の注意事項</p> <p>(1)残存型枠及び残存化粧型枠を使用して砂防堰堤の本堤を構築する場合、当該型枠の単位体積重量がコンクリートより軽い製品を使用する場合は、当該型枠を砂防堰堤本体断面内に含んではならない。</p> <p>(2)残存型枠及び残存化粧型枠は本体と一体化する必要があるため製品や金具の形状などによりコンクリートが十分充填できないおそれがあるものは使用してはならない。</p> <p>(3)残存型枠及び残存化粧型枠を使用するすべての工事において、請負者はその使用する製品に応じた施工方法を施工計画書に添付し、監督員に提出しなければならない。また、施工方法の変更を行う場合は、速やかに変更施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	6	1-	6-	10	6.	<p>6. 残存型枠(外壁兼用型、構造物一体型)を使用する場合の注意事項</p> <p>(1)残存型枠及び残存化粧型枠を使用して砂防堰堤の本堤を構築する場合、当該型枠の単位体積重量がコンクリートより軽い製品を使用する場合は、当該型枠を砂防堰堤本体断面内に含んではならない。</p> <p>(2)残存型枠及び残存化粧型枠は本体と一体化する必要があるため製品や金具の形状などによりコンクリートが十分充填できないおそれがあるものは使用してはならない。</p> <p>(3)残存型枠及び残存化粧型枠を使用するすべての工事において、請負者はその使用する製品に応じた施工方法を施工計画書に添付し、監督員に提出しなければならない。また、施工方法の変更を行う場合は、速やかに変更施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(4)残存型枠及び残存化粧型枠を使用する場合は、埋設部と意匠部での製品の切り替え以外の部分において、堰堤の途中段階で異なる製品を使用してはならない。</p>		
							6	1-	6-	10	7.		<p>7. 本条第3項の規格以外の残存型枠工</p> <p>(1)本条3項の規格以外の残存型枠工を使用する場合は、施工条件、施工性を含めた安全性、費用、施工期間等を勘案し有用な場合に限り、それらに関する資料等を監督員に提出のうえ、承諾を得なければならない。</p> <p>(2)使用にあたっては本条第6項の規定を遵守すること。</p>	

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考																																																											
7	1-	3-	2	7.		7. 防錆処理 支柱及び取付材の金具及びストッパーについては、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の2種(HDZ55)以上、取付材のパネル固定金具については、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の2種(HDZ35)以上の防錆処理を行わなければならない。	7	1-	3-	2	7.		7. 防錆処理 支柱及び取付材の金具及びストッパーについては、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の(HDZT77)の77μm(膜厚)以上、取付材のパネル固定金具については、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の(HDZT49)の49μm(膜厚)以上の防錆処理を行わなければならない。	諸基準類の改定にともなう																																																											
7	1-	9-	2	4.		4. ポケット式支柱工(溶融亜鉛めっき) ポケット式支柱工は、溶融亜鉛めっき(JIS H 8641・2種HDZ55:付着量550g/m ² 以上)仕上げとする。	7	1-	9-	2	4.		4. ポケット式支柱工(溶融亜鉛めっき) ポケット式支柱工は、溶融亜鉛めっき(JIS H 8641・HDZT77:膜厚77μm以上)仕上げとする。	諸基準類の改定にともなう																																																											
7	1-	9-	2	6.		<p style="text-align: center;">表1-4 落石防護柵の規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th colspan="2">準拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支柱 ・ 斜材 ・ 中間</td> <td></td> <td>JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の(STKR400)またはJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」(SS400)に適合するものとする。</td> <td>溶融亜鉛めっき(付着量JIS H 8641 2種HDZ55以上)仕上げ</td> </tr> <tr> <td>25φ×500mm</td> <td>調整ボルトの材質はJIS G 3101(SS400)に適合するものとする。</td> <td>溶融亜鉛めっき(350g/m²以上)仕上げ</td> </tr> <tr> <td>その他部品</td> <td></td> <td colspan="2">JIS G 3101(SS400)と同等とする。</td> </tr> <tr> <td>ロープ</td> <td>3×7G/Oφ18</td> <td>JIS G 3525の規格に準ずる。</td> <td>破壊力16t以上</td> <td>亜鉛めっき品(350g/m²以上)</td> </tr> <tr> <td>金網</td> <td>3.2φ×50×50</td> <td>JIS G 3505・JIS G 3552の4～9の規格に適合したもの</td> <td></td> <td>亜鉛めっき品(Z-GS4, Z-GH4) ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき(Z-GS7)仕上げとする。</td> </tr> <tr> <td>上下の張り線</td> <td>4φ</td> <td colspan="3">JIS G 3532「鉄線」の(SWM-G-3)に適合するもの</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	準拠		支柱 ・ 斜材 ・ 中間		JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の(STKR400)またはJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」(SS400)に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき(付着量JIS H 8641 2種HDZ55以上)仕上げ	25φ×500mm	調整ボルトの材質はJIS G 3101(SS400)に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき(350g/m ² 以上)仕上げ	その他部品		JIS G 3101(SS400)と同等とする。		ロープ	3×7G/Oφ18	JIS G 3525の規格に準ずる。	破壊力16t以上	亜鉛めっき品(350g/m ² 以上)	金網	3.2φ×50×50	JIS G 3505・JIS G 3552の4～9の規格に適合したもの		亜鉛めっき品(Z-GS4, Z-GH4) ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき(Z-GS7)仕上げとする。	上下の張り線	4φ	JIS G 3532「鉄線」の(SWM-G-3)に適合するもの			7	1-	9-	2	6.	<p style="text-align: center;">表1-4 落石防護柵の規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th colspan="2">準拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支柱 ・ 斜材 ・ 中間</td> <td></td> <td>JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の(STKR400)またはJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」(SS400)に適合するものとする。</td> <td>溶融亜鉛めっき(膜厚JIS H 8641 HDZT77以上)仕上げ</td> </tr> <tr> <td>25φ×500mm</td> <td>調整ボルトの材質はJIS G 3101(SS400)に適合するものとする。</td> <td>溶融亜鉛めっき(49μm以上)仕上げ</td> </tr> <tr> <td>その他部品</td> <td></td> <td colspan="2">JIS G 3101(SS400)と同等とする。</td> </tr> <tr> <td>ロープ</td> <td>3×7G/Oφ18</td> <td>JIS G 3525の規格に準ずる。</td> <td>破壊力16t以上</td> <td>亜鉛めっき品(350g/m²以上)</td> </tr> <tr> <td>金網</td> <td>3.2φ×50×50</td> <td>JIS G 3505・JIS G 3552の4～9の規格に適合したもの</td> <td></td> <td>亜鉛めっき品(Z-GS4, Z-GH4) ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき(Z-GS7)仕上げとする。</td> </tr> <tr> <td>上下の張り線</td> <td>4φ</td> <td colspan="3">JIS G 3532「鉄線」の(SWM-G-3)に適合するもの</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	準拠		支柱 ・ 斜材 ・ 中間		JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の(STKR400)またはJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」(SS400)に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき(膜厚JIS H 8641 HDZT77以上)仕上げ	25φ×500mm	調整ボルトの材質はJIS G 3101(SS400)に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき(49μm以上)仕上げ	その他部品		JIS G 3101(SS400)と同等とする。		ロープ	3×7G/Oφ18	JIS G 3525の規格に準ずる。	破壊力16t以上	亜鉛めっき品(350g/m ² 以上)	金網	3.2φ×50×50	JIS G 3505・JIS G 3552の4～9の規格に適合したもの		亜鉛めっき品(Z-GS4, Z-GH4) ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき(Z-GS7)仕上げとする。	上下の張り線	4φ	JIS G 3532「鉄線」の(SWM-G-3)に適合するもの			諸基準類の改定にともなう
名称	規格	準拠																																																																							
支柱 ・ 斜材 ・ 中間		JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の(STKR400)またはJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」(SS400)に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき(付着量JIS H 8641 2種HDZ55以上)仕上げ																																																																						
	25φ×500mm	調整ボルトの材質はJIS G 3101(SS400)に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき(350g/m ² 以上)仕上げ																																																																						
その他部品		JIS G 3101(SS400)と同等とする。																																																																							
ロープ	3×7G/Oφ18	JIS G 3525の規格に準ずる。	破壊力16t以上	亜鉛めっき品(350g/m ² 以上)																																																																					
金網	3.2φ×50×50	JIS G 3505・JIS G 3552の4～9の規格に適合したもの		亜鉛めっき品(Z-GS4, Z-GH4) ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき(Z-GS7)仕上げとする。																																																																					
上下の張り線	4φ	JIS G 3532「鉄線」の(SWM-G-3)に適合するもの																																																																							
名称	規格	準拠																																																																							
支柱 ・ 斜材 ・ 中間		JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の(STKR400)またはJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」(SS400)に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき(膜厚JIS H 8641 HDZT77以上)仕上げ																																																																						
	25φ×500mm	調整ボルトの材質はJIS G 3101(SS400)に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき(49μm以上)仕上げ																																																																						
その他部品		JIS G 3101(SS400)と同等とする。																																																																							
ロープ	3×7G/Oφ18	JIS G 3525の規格に準ずる。	破壊力16t以上	亜鉛めっき品(350g/m ² 以上)																																																																					
金網	3.2φ×50×50	JIS G 3505・JIS G 3552の4～9の規格に適合したもの		亜鉛めっき品(Z-GS4, Z-GH4) ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき(Z-GS7)仕上げとする。																																																																					
上下の張り線	4φ	JIS G 3532「鉄線」の(SWM-G-3)に適合するもの																																																																							
7	2-	2-				日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月)	7	2-	2-				日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧(令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう																																																											
							7	2-	2-				日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック(令和3年3月) 日本道路協会 舗装種別選定の手引き(令和3年12月)	諸基準類の追加																																																											
7	2-	3-	4	4.		4. 橋面防水工の施工 請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-8-5アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	7	2-	3-	4	4.		4. 橋面防水工の施工 請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-8-5アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	施工上の留意点について規定																																																											

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考																									
7	2-	7-	1	3.		3. 適用規定 請負者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工」(日本道路協会、平成28年12月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、及び第3編3-3-9路側防護柵工、3-3-8防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	7	2-	7-	1	3.		3. 適用規定 請負者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説ノブロードの設置便覧4-1. 施工」(日本道路協会、令和3年3月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、及び第3編3-3-9路側防護柵工、3-3-8防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう																									
7	2-	8-	1	3.		3. 適用規定 請負者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章 道路標識の設計、施工」(日本道路協会 令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会 平成21年6月)の規定、第3編3-3-7小型標識工、3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-12-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会 令和元年8月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	7	2-	8-	1	3.		3. 適用規定 請負者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章 道路標識の設計、施工」(日本道路協会 令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会 平成21年6月)の規定、第3編3-3-7小型標識工、3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-12-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会 令和4年1月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう																									
7	2-	8-	2	7.		<p style="text-align: center;">使用材料一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>材料</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標識板</td> <td>アルミニウム合金板 厚2mm</td> <td>JIS H 4000 A5052P-H34</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム合金押出形材</td> <td>JIS H 4100 A6063S-T5 A6063S-T6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柱</td> <td>鋼管柱</td> <td>一般構造用炭素鋼鋼管 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641 2種 HDZ55以上) 仕上げとし、第3編3-3-7小型標識工の15項の規定によらなければならない。</td> </tr> <tr> <td>その他材料</td> <td>取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。 鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき (HDZ35以上) 仕上げ</td> </tr> </tbody> </table>	名称	材料	規格	標識板	アルミニウム合金板 厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6063S-T5 A6063S-T6	柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641 2種 HDZ55以上) 仕上げとし、第3編3-3-7小型標識工の15項の規定によらなければならない。	その他材料	取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。 鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき (HDZ35以上) 仕上げ	7	2-	8-	2	7.	<p style="text-align: center;">使用材料一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>材料</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標識板</td> <td>アルミニウム合金板 厚2mm</td> <td>JIS H 4000 A5052P-H34</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム合金押出形材</td> <td>JIS H 4100 A6063S-T5 A6063S-T6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柱</td> <td>鋼管柱</td> <td>一般構造用炭素鋼鋼管 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641 HDZ177以上) 仕上げとし、第3編3-3-7小型標識工の15項の規定によらなければならない。</td> </tr> <tr> <td>その他材料</td> <td>取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。 鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき (HDZ49以上) 仕上げ</td> </tr> </tbody> </table>	名称	材料	規格	標識板	アルミニウム合金板 厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6063S-T5 A6063S-T6	柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641 HDZ177以上) 仕上げとし、第3編3-3-7小型標識工の15項の規定によらなければならない。	その他材料	取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。 鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき (HDZ49以上) 仕上げ	諸基準類の改定にともなう
名称	材料	規格																																					
標識板	アルミニウム合金板 厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34																																					
	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6063S-T5 A6063S-T6																																					
柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641 2種 HDZ55以上) 仕上げとし、第3編3-3-7小型標識工の15項の規定によらなければならない。																																					
	その他材料	取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。 鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき (HDZ35以上) 仕上げ																																					
名称	材料	規格																																					
標識板	アルミニウム合金板 厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34																																					
	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6063S-T5 A6063S-T6																																					
柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641 HDZ177以上) 仕上げとし、第3編3-3-7小型標識工の15項の規定によらなければならない。																																					
	その他材料	取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。 鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき (HDZ49以上) 仕上げ																																					
7	2-	8-	2	8.		<p style="text-align: center;">反射材等の使用区分及び色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>チェーン脱着場</th> <th>附図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誘導表示板 (トンネル出口)</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>通行規制区間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	チェーン脱着場	附図	誘導表示板 (トンネル出口)	〃	通行規制区間		7	2-	8-	2	8.	<p style="text-align: center;">反射材等の使用区分及び色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>チェーン脱着場</th> <th>附図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誘導表示板 (トンネル出口)</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>通行規制区間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	チェーン脱着場	附図	誘導表示板 (トンネル出口)	〃	通行規制区間		誤植														
チェーン脱着場	附図																																						
誘導表示板 (トンネル出口)	〃																																						
通行規制区間																																							
チェーン脱着場	附図																																						
誘導表示板 (トンネル出口)	〃																																						
通行規制区間																																							

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
7	4-	2-				第2節 適用基準 本章において適用している基準は、下記のとおりである。 また、巻末に参考基準も合わせて「適用基準一覧表」として掲載してある。 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	7	4-	2-				第2節 適用基準 本章において適用している基準は、下記のとおりである。 また、巻末に参考基準も合わせて「適用基準一覧表」として掲載してある。 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月) 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月) 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年10月)	諸基準類の追加
7	4-	3-	8	1.	(2)	②請負者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ55)の550g/m ² (片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく2種(HDZ35)の350g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。	7	4-	3-	8	1.	(2)	②請負者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZ77)の77μm(膜厚)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく(HDZ77)の77μm(膜厚)以上としなければならない。	諸基準類の改定にともなう
7	4-	7-	6		(2)	(2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ①海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ②雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	7	4-	7-	6		(2)	(2) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止材を散布する区間 ②交通量が非常に多い期間 ③海岸に近接する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など) ④温泉地帯など ⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所	諸基準類の改定にともなう
7	4-	7-	9	3.		3. 橋歴板記載事項 請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。	7	4-	7-	9	3.		3. 橋歴板記載事項 請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の竣工年月を記入しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の変更
7	5-	2-				第2節 適用基準 本章において適用している基準は、下記のとおりである。 また、巻末に参考基準も合わせて「適用基準一覧表」として掲載してある。 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)(平成30年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編(平成29年11月)) 日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針(平成3年3月)	7	5-	2-				第2節 適用基準 本章において適用している基準は、下記のとおりである。 また、巻末に参考基準も合わせて「適用基準一覧表」として掲載してある。 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)(平成30年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編(平成29年11月)) 日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月) 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧(昭和45年4月) 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説(昭和59年4月) 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年10月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針(平成3年3月)	諸基準類の追加
7	5-	6-	4	1.		1. 円筒型枠の施工 請負者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	7	5-	6-	4	1.		1. 円筒型枠の施工 請負者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。	施工計画書に記載することを規定

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
7	5-	12-	8	3.		3. 橋歴板記載事項 請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。	7	5-	12-	8	3.		3. 橋歴板記載事項 請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の竣工年月を記入しなければならない。	
7	7-	3-	6	4.		4. 防錆処置 請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	7	7-	3-	6	4.		4. 防錆処置 請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。	工種間の整合

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
9	2-	2-				国土交通省 公共建築工事標準仕様書(平成26年3月)	9	2-	2-				国土交通省 公共建築工事標準仕様書(令和4年5月)	諸基準類の改定にともなう

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
10	10-	3-		2.		2. 製作 1) 鋼製(熔融亜鉛めっき)の亜鉛の付着量は、「JIS H 8641 熔融亜鉛めっき」2種(HDZ55)の550g/m ² 以上とする。	10	10-	3-		2.		2. 製作 1) 鋼製(熔融亜鉛めっき)の亜鉛の膜厚は、「JIS H 8641 熔融亜鉛めっき」(HDZ177)の77μm以上とする。	諸基準類の改定にともなう

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和4年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
11	1-	1-		1.		1. 適用規定(1) 愛知県建設部の発注する電気通信設備工事は、「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室 編集 令和3年3月)を準拠するものとする。	11	1-	1-		1.		1. 適用規定(1) 愛知県建設部の発注する電気通信設備工事は、「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室 編集 令和4年3月)を準拠するものとする。	諸法令の改定にともなう
11	2-	1-		1.		1. 適用規定(1) 愛知県建設部の発注する水門設備、用排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、散水融雪設備、道路排水設備、その他これらに類する機械工事は、「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局建設施工企画課 編集 令和3年3月)、「機械工事施工管理基準(案)」(令和3年3月)、「機械工事完成図書作成要領(案)」(平成19年3月)を準拠するものとする。	11	2-	1-		1.		1. 適用規定(1) 愛知県建設部の発注する水門設備、用排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、散水融雪設備、道路排水設備、その他これらに類する機械工事は、「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局建設施工企画課 編集 令和4年3月)、「機械工事施工管理基準(案)」(令和3年3月)、「機械工事完成図書作成要領(案)」(平成19年3月)を準拠するものとする。	諸法令の改定にともなう

工事標準仕様書(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	旧条文(令和4年)	編	章	新条文(令和5年4月1日一部改定)	備考
12	3	公共建築工事標準仕様書 国土交通省 R3/3	12	3	公共建築工事標準仕様書 国土交通省 R4/5	
12	3	鋼道路橋の細部構造に関する資料集 日本道路協会 H3/7	12	3	削除	
			12	5	小規模吊橋指針・同解説 日本道路協会 S59/4	
			12	7	道路橋ケーブル構造便覧 日本道路協会 R3/10	
			12	7	道路橋伸縮装置便覧 日本道路協会 S45/4	
12	9	道路標識ハンドブック 全国道路標識・標示業協会 R1/7	12	9	道路標識ハンドブック 全国道路標識・標示業協会 R4/1	
			12	11	舗装種別選定の手引き 日本道路協会 R3/12	
			12	12	舗装の長期保証制度に関するガイドブック 日本道路協会 R3/3	
12	12	斜面上の深礎基礎設計施工便覧 日本道路協会 H24/4	12	12	斜面上の深礎基礎設計施工便覧 日本道路協会 R3/4	